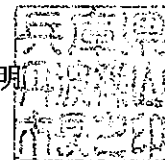


丹波篠山市告示第 77 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 7 月 24 日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
味間新地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和元年 7 月 16 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
経営体数 1 経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
中心経営体はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方  
【農地】後継者不足等により耕作できなくなった農地は中心となる経営体に請負作業をお願いし、耕作放棄地を発生させないようにする。  
・多面的機能支払い交付金事業の活用で地域資源の保全管理に努めていく。  
【農作業】定期的な会合（2 回/年）を開催し、農家の悩み事・相談事の把握に努め共同可能な作業の検討を進める。  
・今後高齢化と後継者不足が更に進めば水田への水当てが困難になると想定される為、水当て当番を結成する（機械・施設）。  
・農作業の省力化を推進するための機械の導入を図る（共同購入）。  
・個人の農業機械の過剰投資を軽減する目的で、農業機械保有者の状況調査と中心経営体によるコントラクター的な運用を図る。  
【担い手】集落内の担い手へ付加価値の大きい特産物栽培の講習会を開催し魅力ある農業を定着化させる。  
・担い手が集落のイベントに合わせ、活気づけるような取り組み（特産物の試食会等）。  
【その他】担い手に魅力ある地域農業を推進する為、集落営農推進員・JA・農都政策課と連携を図り、更なる集落農業の活性化を目指す。